

令和 7 年度
静岡市教育委員会 点検・評価報告
(令和 6 年度の取組)

令和 7 年 10 月
静岡市教育委員会

1 概要

平成 18 年 12 月の教育基本法の一部改正及び平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）が一部改正され、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として、全ての都道府県及び市町村等に設置されている。教育委員会制度は、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保及び地域住民の意向の反映の 3 つの意義を有する制度であり、レイマンコントロール（行政の一部を一般市民に委ねること）の観点から、様々な属性を持った複数の委員による合議により、教育行政の方針が決定されている。

静岡市教育委員会の点検・評価は、地教行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、本市の教育行政の効率的推進を図り、住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 点検・評価の対象

（1）対象期間

令和 7 年度の点検・評価の対象は、前年度である令和 6 年度（2024 年度）分の取組実績とする。

（2）対象範囲

地教行法第 21 条で規定する教育委員会の職務権限に属する事務及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務とする。

（3）対象事業

令和 5 年 3 月に策定した「第 3 期静岡市教育振興基本計画」の推進に向けて位置付けられた「アクションプラン」掲載事業とする。

4 点検・評価の方法

令和 7 年度は、対象事業を前年度から見直しを行った。具体的には、前年度が市長部局主導により行った事務事業評価で代替していたのに対し、令和 7 年度は、市長部局の事務事業評価方法が変更になったことにより対象事業を上記のように見直したものである。

意見交換については、例年と大きく変わることなく、学識経験者で行い、その結果を「点検・評価報告書」として議会に提出するものとする。

5 学識経験者の知見の活用

地教行法第 26 条第 2 項に規定する教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った点検・評価（自己評価）の結果について、選任した学識経験者 2

人から個別に意見を聴いた。

学識経験者は、本市の教育行政に対する多角的な観点からの知見を期し、本市教育行政に携わっている方々の中から選任した。

常葉大学大学院 教授

安藤 雅之（あんどう まさゆき）氏

静岡大学教育学部 准教授

島田 桂吾（しまだ けいご）氏

また、第3期静岡市教育振興基本計画の前期(2023～2026)アクションプランから選定した6事業を中心に、学識経験者と教育委員会との意見交換を行った。

※選定事業 NO. 1 学力向上支援策の推進

NO. 27 悩みを抱える児童生徒に対する支援の充実

NO. 34 教育格差を生まないための支援の推進

NO. 46 静岡型教職員多忙解消プログラムの推進

NO. 53 コミュニティ・スクールの導入の推進

NO. 54 地域学校協働活動推進事業

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

6 関係資料

資料1 第3期静岡市教育振興基本計画 前期(2023～2026)アクションプラン

資料2 学識経験者の総評